

平成8年度から

主な生産調整の手法

| 生産調整の手法 | 内 容 | 助成金10a 当たり |
|---------|--|---|
| ①転 作 | <ul style="list-style-type: none"> ・水田における稲以外の作物の作付け（青刈りも含む） ・水田以外の転換畑（4年以内）、林地、養魚地、施設園芸施設用地、農業生産施設用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・水稲以外の作付け 4,000円 ・青刈り 7,000円 ・4年以内転換畑 19,000円 |
| ②調整水田 | <ul style="list-style-type: none"> ・水田に水を張り常に水稲の生産力を維持できる状態に管理すること | 7,000円 |
| ③保全管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・水田を常に耕作可能な状態に管理すること | 4,000円 |
| ④実績算入 | <ul style="list-style-type: none"> ・水田を水稲以外に作付けまたは利用した場合に実績として認められるもの ・転作助成期間を経たもの（例えば3年以上保全管理を実施した場合） ・直播、有機栽培について収量が減った場合減収分を実績と認めます。 | |

生産調整の手法は

平成7年度で緊急的に採用された調整水田（水張り水田）は引き続き認められます。また、試験的ですが直播栽培、有機栽培についても収量が減った場合、その減収分も生産調整と認められることになりました。主な生産調整の手法は左の表のとおりです。



転換畑でのねぎ作り

Q&Aとも補償とは

（花子）とも補償って最近良く耳にするけど、どういうこと？

（太郎）とも補償というのは、平成8年度から始まる生産調整を地域で円滑に実施するため、地域内の生産者の合意に基づいて生産調整を行い、その結果生じた経済的な不利益を、生産者がお互いに補償し合う取組みのことなんだ。

（花子）とも補償の具体的な仕組みはどうなるの？

（太郎）生産団体の「JA そうさ」が事業実施者とな

生産調整の実効性の確保

生産者・地域の自主性の尊重

望ましい営農の実現

新生産調整
推進対策



って「とも補償」に参加する農家などからの拠出金とその拠出金と同額の国からの助成金で基金を造成し、その基金をもとに生産調整の実施農業者へ、実施面積に応じて補償を行うんだ。

（花子）国からの助成金ほどのくらい出るの？

（太郎）集落内で4%の農家の参加があれば、転作実施面積10アール当たり2万円%の参加率なら1万2千円の助成金が受けられるんだ。

（花子）とも補償の推進はどうなるの？

（太郎）今後、生産団体の参加者に配分された生産調整目標面積を達成することが必要なんだ。

農協と町で推進方法等について協議をしながら進めていくことになるんだ。

（花子）とも補償を受けるにはどの様な必要があるの？

（太郎）それぞれの地域で生産調整を確実に実行していくことが、まず必要なんだ。そのためには、地域での話し合いを通じ、合意のもとに「稲作生産を希望する人」、「転作を希望する人」等の調整を行なって、参加者に配分された生産調整目標面積を達成することが必要なんだ。